

北海道議會時報

特集 第一回臨時道議會

第 8 卷 第 7 号

昭和 3 1 年 7 月



北海道議會事務局

— 第 7 号 目 次 —

議会の動き

第一回臨時道議会……………1

本 会 議……………1

意 見 書……………12

常任委員会……………13

特別委員会……………17

総合開発調査特別委員会

会 合

全国都道府県議会事務局長会……………22

資 料

参議院議員選挙結果調……………23

図書室だより……………27

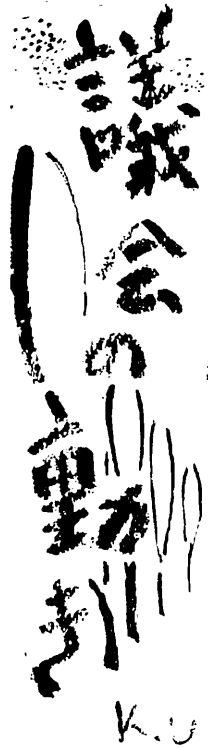
六月のメモ

表紙写真

石狩河口

—札幌郊外—

北海道議会事務局撮影



第一回臨時道議會

第一回臨時道議會は六月二十八日招集、同日開会された。主題は六月末で任期満了となる道公安委員及び方面公安委員（補欠一名を含む）の選任同意であつたが、本議會においては、かねて総合開発調査特別委員會で審査中の道総合開発第二次五カ年計に対する調査結果の委員長報告が行われ、引続き本計画の完全実施に関する要望意見書が可決された。ついで労働党から要求のあつた千島齒舞返還懇請同盟の意見書に対する知事の見解についての緊急質問に入ろうとしたが自民党総退場のため、定足数を欠くに至り第一日は延会し、翌二十九日は緊急質問の取消しがあり、午後二時五十六分閉会となつた。

本 会 議

○六月二十八日 午後二時五十三分荒議長開会を宣し、引続き開議、予め時間延長を行い、會議録署名議員の指名、諸般の報告の後、議長よ

第一回臨時道議會に知事から提出のあつた案件

議 案

提出月日	番号	件	名	議事経過
六、二八	一	北海道公安委員會委員並びに方面公安委員會委員選任につき同意を求める件	六、二八 同意議決	

報 告

提出月日	番号	件	名	議事経過
六、二八	一	専決処分報告の件	報 告	
同	二	専決処分報告の件	同	
同	三	専決処分報告の件	六、二八 承認議決	
同	四	専決処分報告の件	報 告	
同	五	専決処分報告の件	同	
同	六	専決処分報告の件	六、二八 承認議決	
同	七	専決処分報告の件	同	
同	八	専決処分報告の件	同	
同	九	専決処分報告の件	同	
同	一〇	専決処分報告の件	同	

り道議會議員西村武夫君去る五月十二日逝去につき弔詞を贈り哀悼の意を表した旨を報告、ついで佐久間議員（自民）より西村武夫議員の逝去に対する追悼演説を行った後、午後二時五十八分一旦休憩、午後

追悼演説

私は同僚議員、西村武夫君の逝去に對しまして、つつしんで哀悼の辭を述べたいと存ずるものであります。

私どもの同僚として、多年道政のため尽瘁せられました西村武夫君は、去る五月十二日、病、にわかにあたらたまり、忽然として逝去せられたのであります。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

同君は資性明敏、才氣煥発、早くより労働運動に身を挺し、戦後社会党の結成と同時に入党、三菱美唄労組委員長、美唄地区労議長等労働運動の先頭に立つて活躍し、昭和二十二年衆議院をになつて、道議會議員に当選、自來連統当選三回、十年の長きにわたり道政に参画し、道議会におきましては、労働、水産、民生、農地開拓、議會運営等の各常任委員を歴任し、又昨年五月以降は議會選出監査委員、総合開発特別委員として活躍されたのであります。

同君の議會における活動は各位御承知の通り事象を深く分析解明し、筋を通して物事を処理するとともに、弁説また極めて明快、かどあるときは社会党の代表としてまさに縦横の活躍をしたのであります。雄誌道政は同君を「道議会の爆弾犯」と云い或は「筋金入りの社会主義者」と評していることもむべなるかなと存ずるものであります。

今や本道の総合開発も愈々進み第二次五カ年計画の樹立と、その実施の段階に入らうとし、今後同君の該博なる識見と卓拔せる手腕とに期待するところ甚だ多いとき、遂に病魔のおかすところとなり若冠四十才をもつて長逝せられましたことは、まことに惜しみてもあまりあり、哀悼の至情を獻げるものであります。

ここに謹んで西村武夫君の御冥福を祈り、一言もつて追悼の詞にかえる次第であります。

同	一	専決処分報告の件	同
---	---	----------	---

議員から提出のあつた案件

意見案

提出月日	番号	件名	議事過程
六、二八	二	北海道総合開発第二次五カ年計画の完全実施に関する要望意見書	六、二八 原案可決

七時二十八分再開、諸般の報告の後、日程に入り、日程第一議案第一号、報告第一号乃至第十一号を議題に供し、知事より提案理由の説明を聴取、委員会の審査を省略、議案第一号は同意議決、報告第三号、第六号乃至第十一号は承認議決、次に日程第二北海道総合開発計画樹立に関する調査の件を議題に供し、蒔田総合開発調査特別委員長（協ク）より委員会における調査の経過並びに結果について報告、本件に関する報告書を問題とし、本件を委員長報告のとおり決定、次に日程第三意見案第一号を議題に供し、趣旨弁明を省略、朗読の後、原案可決、次に議長より、千島及び齒舞諸島返還懇請同盟の意見書に對する知事の見解について新川議員（労）より緊急質問の通告があるのでこの際これを許す旨を述べたが、定足数を欠くおそれがある旨を述べて午後八時四十八分休憩を宣告、同九時十八分再開、議長より、出席議員が定足数に達しないので、北海道議會議規則第十一条の規定により延会を宣告、午後九時十九分延会。

知事説明要旨

総合開発調査特別委員長報告

只今議題となりました案件についてその概要を御説明申し上げます。

先ず公安委員選任のことについてであります。今回選任しようとする委員は道公安委員一名及び各方面公安委員各一名が六月三十日で任期が満了になりますのと、旭川方面公安委員の中一名が退任いたしましたことにより欠員を生じましたので、これが補充選任につき同意を得ようとするものであります。

次に報告第一号及び報告第四号乃至第五号についてであります。本件はいずれも名寄市の市制施行に伴い関係条例の改正を行つた次第であります。

次に報告第三号は本年四月二十四日地方税法の一部が改正せられたのに伴い道税条例について所要の措置を講じた次第であります。この主要なものといひましては、軽油引取税が創設されましたので、これに関連する特別徴収義務者の指定及び免税軽油使用者に対する免税証の交付等事前にその手続を完了してない場合においては六月一日施行の日における本税の課税及び免税措置に著しい支障を来しますので関係部分の条例措置をなし課徴事務に支障なきを期したのであります。

次は報告第六号について申し上げます。

本件は昭和三十一年度北海道病院費歳入歳出追加予算であります。病院経営の諸条件に制約せられ昭和三十一年度において三千五百八十八万円の歳入欠陥を生ずる結果となりましたので翌年度歳入の繰上充用をいたした次第であります。

次に報告第七号は昭和三十一年度北海道地方競馬費歳入更正予算であります。昭和三十一年度において、百八十一万円の歳入欠陥を生じましたので昭和三十一年度より繰上充用いたしましたのであります。

次に報告第八号乃至第十一号についてであります。本件は北海道職員及び北海道学校職員、北海道地方警察職員、北海道知事等に対する昭和三十一年六月における期末手当の支給に関する条例でありまして、昭和三十一年六月十五日に支給いたしますためこれを専決処分した次第であります。

以上提出案件について、その大要を御説明申し上げた次第であります。なお詳細につきましては、御質問に応じて御答弁申し上げます。

よろしく御審議の程をお願い致します。

私は、総合開発調査特別委員会の委員長として、本委員会に付託されました北海道総合開発計画樹立に関する調査の件につきまして、これが調査の経過及び結果の概要について御報告を申し上げたいと存じます。

北海道の総合開発計画につきましては、昭和二十六年に十カ年計画の必要を認め、その中の前半につきまして、道側と道議会側とが一体となつて、第一次五カ年計画を樹立し、内閣にこれを具申したところ、北海道開発審議会の議を経て第一次五カ年実施計画としてその大綱が採択されましたが、遂に閣議決定、国会の議決を得ることなく、昭和二十七年から実施に移されたことは各位御承知の通りであります。

しかして、この第一次五カ年実施計画は、電源の開発、道路、港湾、河川等基礎施設の整備、食糧の増産、資源の調査を四大目標とし、特に基礎施設の整備に重点を置いて計画されたのであります。

その実績は、電源開発の如く大いに事業が進捗し、概ね計画達成の見通しを得たものもありますが、基礎施設の整備の重点に見合う公共事業費の実績の如きは、昭和三十一年度まで四〇・八％、計画最終の本年度を加えても四七・四％と計画の半ばに達しないで、第一次五カ年計画は終末を告げんとしているのであります。

従いまして、第一次五カ年計画の遅れを取り戻すため、引続いて基礎施設の整備拡充を行い、これを基盤といたしまして、産業の飛躍的發展を図り、日本経済の自立と完全雇傭の解決に寄与し、よつてもつて、道民生活の安定向上を期するためには、すみやかに第二次五カ年計画を策定し、これら諸問題の解決と本道総合開発の推進を期すべきことが強く要請されて参つた次第であります。

道におきまして、第一次五カ年計画に引続く第二次五カ年計画の策定を強力に推進するため、昨年五月総合開発企画本部を設け、本議会もまた同月本特別委員会を設置し、総合開発計画の樹立とその実現に必要な調査を付託されたのであります。

本委員会といたしましては、その付託の重要性にかんがみ、自來今日まで一年有余にわたり、委員会を開くこと四十五回、小委員会を開くこと延三十回に及ぶ

審議を重ね、独自の立場において資料の収集、問題の分析解明を続けて参り、これらの調査の上に立つて、本年五月二日道側が策定し提示して参りました第二次五カ年計画案を審議検討し、ここに本委員会としての結論を得るに至つた次第であります。

これより本委員会が第二次五カ年計画に関し、結論を得るに至つた調査の経過を簡単に申し上げたいと存じます。

まず第一に、第二次五カ年計画策定の基本的立場についてでありますが、本計画は北海道開発法第三条の規定により、地方公共団体たる道が北海道総合開発第二次五カ年計画としての意見を内閣に具せんとするものである以上、道民の代表たる道議会の意見が尊重されるべきであるとともに、執行機関たる知事側ともよく協議し、その具申さるべき意見は道として一本にまとめられて提出されること望ましく、そのように措置すべく審議の態勢をとつて参つたことであります。従つて、知事側がその諮問機関たる北海道総合開発委員会に対し諮問したところの

「第二次五カ年計画は第一次五カ年計画に引続き基礎施設の拡充強化を図るとともに、本道産業の飛躍的發展により、経済力を高め、道民生活の安定向上を図ることを旨とする」

との立場を了承するとともに、第一次五カ年計画と第二次五カ年計画策定上における関連につきましても、

「計画第三年目の終り頃から開発事業費の獲得の状況等から勘案し、中央及び道内の各階層の一部において、第一次五カ年計画の事業進捗状況は、期待したほどでないから、この辺で実施計画を改訂してはどうかとの意見も台頭したのであります。第一次五カ年計画の残事業量につきましては、国に對する予算要求を強力に展開し、極力計画の線に沿うよう努力することとして、第一次五カ年計画の改訂は行わないこととし、若し残事業量が出た場合は、これを十分反省した上で、第二次五カ年計画の中に盛り込んで行く。」

ということに道側と本委員会は意見が一致したのであります。

第二に、以上の基本的立場に立つて本委員会は、第一次五カ年計画の残事業量と第二次五カ年計画とのつながり及びこれに伴う人口収容想定の問題等について検討を加えるとともに、第二次五カ年計画において立案されるべき農林漁業、鉱工業、エネルギー、建設業、民生、衛生、職業安定、教育等に関し、詳細報告書

に記載したような計画立案上解明を要すべき諸問題について分析検討を加え、このため道理事者側の出席説明はもちろん、開発局、通産局、郵政局、電通局、陸運局、国鉄総支配人、その他国の出先機関からも資料の提供、説明等を受けたのであります。

第三に、地域開発振興計画とのつながりを保つため、各支庁に結成されている地域総合開発期成会役員の参集を求め、各地域における開発上の重点事項について説明を聴取し、地域開発の重点事項についても第二次五カ年計画に盛り込むことについて検討いたしましたのであります。

第四に、国の経済自立五カ年計画とのつながりを保つため、道理事者側はつとにそれぞれの中央官庁と連携をとりつつあつたのであります。本委員会といつたしましても、道理事者側と協力し、本道の開発上最も重要な事項を具体的に同計画に折り込むため、報告書に記載いたしましたような要望書の提出を了承するとともに、関係官庁たる開発庁及び経済企画庁に要請をいたしましたのであります。

第五に、計画樹立に資するため、第二次五カ年計画案の前提として道理事者側が打ち出した第二次五カ年計画の基本構想及び計画の目標並びにこれに基いて道の各部がそれぞれ積み上げた計画の案案について説明を聴取するとともに、道理事者側との間に調整を図つたのであります。

第六に、広範な計画の樹立調査であります関係上、これを専門的に深く掘り下げた審議を行うため、本年三月に至り、本委員会に農林水産小委員会、工鉱電力財政金融小委員会及び運輸交通文化厚生小委員会の三つの小委員会を設け、それぞれの部門について専門的に調査を進めたのであります。

第七に、本年五月二日に至り、昨年来の予備的審議に基いて、道は、当時各位に別途配付いたしました通りの本格的な第二次五カ年計画案を策定し、本委員会の審議を求めて参つたのであります。本委員会といたしましては、過去一カ年近くにわたる調査結果のうんちくを傾け、全力を挙げて、総論、各論四編にわたる膨大な計画案について説明の聴取及び質疑を行う等、審議を重ねるの外、各小委員会に分割してそれぞれの担当部門について更に掘り下げた検討を行うとともに、この審議過程において、計画案中、各常任委員会の所管に係のある事項につきましては、本委員会における審議の全きを期するため、それぞれ各常任委員会において審議を願ひ、その意見等の提示を受けることとし、委員長会議及び議会運営委員会の決定に基き、去る五月二十一日以降三日間にわたり合同審査会及

び各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事項に關係のある事項について審議検討の上、意見の御提示をいただいた次第でありまして、本委員会といたしましては、關係各常任委員長の説明を聴取し、それぞれ關係の小委員会において検討し、或は關係の常任委員長と調整を図る等、必要と認めました意見につきまして、これを具体的に本計画案の中に折り込むよう措置いたしました次第でありまして、詳細は報告書により御了承願いたいと存じます。

第八に、以上の如き経過を経、各方面の意見をも徴すべきものは十分に徴しました上、六月四、五、六日の三日間にわたり、各小委員会はこれまで検討して参りました各種の意見及び知事の諮問機關たる北海道総合開発委員会における道案の修正意見等に対する調整を図り、六月七日、十一日及び十二日の三日間にわたり、この小委員会案を本委員会において総合調整を行いました結果、人口の想定について本計画案の五百五十万人、五カ年における社会増三十二万五千人の見方は、本道の飛躍的發展を図らうとする見地、或は日本経済力の回復の速度から見ても、今少し大きな計画とすべきでないかとの意見もありましたが、国の経済自立五カ年計画に即応して立案したものであり、閣議決定、国会の議決を経て真にその完全実施を実現するためにも、本計画案は最少限度これだけは必ず実施せしめたいという強い意欲に基いているものでもありますので、各小委員会の意見通り、道側が提示した第二次五カ年計画案の基本的な考え方は、これを認め、部分的に修正することとし、各常任委員会の意見についてもそれぞれ措置の上、本計画実施に關し措置すべき事項をもあわせ、満場一致をもつて決定いたしました次第であります。

これより本委員会が決定した事項について簡単に御説明を申し上げます。
まず第二次五カ年計画についてでありますが、本計画につきましては、調査経過において申し上げました通り、本委員会は昨年五月設置以来、これが、樹立準備のため、各般にわたる調査を行い、この調査の上に立つて道理事者側が立案した第二次五カ年計画案について調査審議し、その結果修正すべき点を指摘し、道理事者側もこの修正に同意し、道一本の計画として別冊の通りきめたものでありまして、この意味において別冊の第二次五カ年計画は道理事者側の計画であるとともに、本議会の議決を得ますならば、道議会の計画であるとも言い得るのであります。

本計画の樹立過程につきましては、調査経過において申し上げました通りであ

り、本委員会が關係各常任委員会の意見を徴し、道理事者案に対し修正を加えた点は、詳細報告書に記載してありますので、この際その項目のみを申し上げ、詳細は省略させていただきますと存じます。

第一に農業關係につきましては、

○農業開発の目標を強調するとともに地域性を明らかにするため、地域別農業の特色と、地域別開発振興の構想を補足し、この中に水田耕土改良の促進、甜菜の増産、酪農の振興等を強調すること。

○草地改良事業の強力な推進を計画すること。

○農材電化、無灯火農材解消を計画すること。

○農業計画における「牛乳の流通」と工業計画における「乳製品工業」との計画を結びつけること。

○特殊気象地帯農業確立振興法の制定については、計画達成の諸方策にこれが必要性を明記すること。

第二に、開拓及び土地改良關係につきましては、

○開拓及び土地改良事業に対する構想と地域別特殊性を具体的に明記すること。

○草地造成計画を具体的に取り入れること。

○開拓不振地区対策の計画を明確にするため建設工事の概算経費を計上すること。

○開拓管農安定対策についての具体的方策として、開拓者資金融通法を改正し、償還緩和の方策を講ずること。

○開墾用機械導入資金を資金計画に入ること。

○開拓地における通信施設計画を明記すること。

○継続事業の早期完了と建設工事完了後の入植実施を計画すること。

○パイロット・プログラムは根釧原野に限るものでなく、天北、勇払原野等にも推進すること。

○開拓用地中に泥炭地開発計画の必要性を明記すること。

第三に、水産業關係につきましては、

○漁家安定、特に沿岸漁家の安定対策として漁民組織の強化拡充のため、北海道漁業協同組合整備促進条例の推進、漁業協同組合特別措置法の制定、北海道漁家負債整理条例の推進をはかり、漁業災害の防除及び漁家の安定のため、中短波船舶局施設の増加、超短波陸上無線局並びに船舶局施設の増加、漁業用無線

周波数の割当増加、医療保険制度の確立、漁業災害補償法の制定を推進し、更に不安定な凶漁地帯の沿岸零細漁家安定対策として漁業協同組合を中心とした農地の付与、家畜の導入等による豊畜兼業収入を推進し、あわせて漁家二、三男の就労対策を講ずることを明かにすること。

○生産計画及び漁業転換に関し、基本画な計画を打ち出すこと。

○漁船建造計画に関し、具体的な計的を打出すこと。

○国費による試験研究機関の整備拡充を強化すること。

第四に、財政金融関係につきましては、

○人口の社会増に伴う施設に対する国庫補助の増額を図ること。

○開発公庫の五カ年間に於ける融資枠を現計画より拡大すること。

○法人税法の改訂は全国的な問題であるから削除すること。

○赤字団体に対する開発事業の実施については、財政上の制約から、事業に制約を受けないよう特別措置を強調すること。

○無灯火地帯の解消対策として、低利長期資金の導入と補助の拡大を打出すこと。

第五に、鉱工業関係につきましては、

○重要鉱工業に対する固定資産税の軽減措置を打ち出すこと。

○中小企業の振興対策を積極且つ具体化するため、補足すること。

○商業計画に対する資金計画を具体的に計上すること。

第六に、交通通信関係につきましては、

○自動車専用道路及び有料道路建設については、十分なる調査検討を行うよう明記すること。

○港湾整備事業中に上屋倉庫整備計画を追加すること。

○道内国有鉄道における収支状況を現況説明中に明記すること。

○鉄道の整備計画については、一般財源による国費投入を強く表現すること。

○国鉄整備事業中開発即応事業の年次別資金表を実現可能となるよう改訂すること。

○道内無集配局の解消を図ること。

○船舶運賃補給のため、海陸輸送調整に関し表現すること。

○離島航路、僻地航路、就航船舶建造計画を打ち出すこと。

第七に、文化厚生関係につきましては、

○失業対策については特に情勢に対応した規模をもつて実施するよう強調すること。

と。

以上申し上げました各項目につきまして、それぞれ具体的な文案を明示し、道側と協議の上、それぞれ意見の一致を見て修正いたしましたのであります。

以上申し上げましたように、道一本の形において樹立いたしました第二次五カ年計画につきまして、これより、最も簡単にその概況を御説明申し上げ、各位の御了承を賜りたいと存じます。

まず本計画の前提とするところは、国の経済自立の五カ年計画との調和を図ることを主眼とし、国際関係は国の経済自立五カ年計画と同様に見、又国内経済につきましては、安定経済の下に一步一步、完全雇傭と経済自立に近づくものとし、従つて、財政規模は経済力の発展に伴つて拡大し、所得水準の向上に伴つて民間資本の蓄積が促進され、開発に貢献するものであり、一面、地方財政は効率的な運用を要求されてはおりますが、地方財政制度の持つ矛盾が漸次是正され、投資的経費並びに政策財源が相当量確保されるであろうという前提に立つものであります。

次に本計画の基本構想とするところは、第一に、産業基盤の整備であります。第一次五カ年計画に引続き、基礎施設の整備拡充即ち、交通、通信施設の整備、治山治水事業、特に多目的ダムの推進並びに調査研究の徹底を図らんとするものであります。

第二に、産業の高度化であります。

本道の産業は開道以来逐次、発展して、現在一応の水準に達して来たのであります。本道の広大なる土地と豊富なる資源から見て、更に発展を期待することができま。

即ち、第一次産業の安定を図り、第二次産業も飛躍的に発展せしめ、これに関連する第三次産業の振興により、産業の高度化を推進せんとするものであります。

第三に、道民生活の安定向上であります。

開発の推進に当つては、道民自らが開発に参加して、本道経済力を高めるとともに、社会福祉を増進せしめ、道民生活の向上を図らんとするものであります。以上の前提及び基本構想のもとに、産業振興計画の輪廓を次のように描いたのであります。

第一に、農業について申し上げます。

本道の農業は、開道以來九十年間にわたり、開発事業の推進力として、漸次発展の道を歩み、現在なお幾多の自然的、経済的悪条件を内包しており、これらの克服による寒地農業の確立が要請されておりますとともにわが国の農業開発余地として、本道開発事業の進展に対する国の期待も大きいので、今次計画における農業開発の目的を開拓事業の強力な推進と寒地農業の確立に置いたのであります。農業関係の開発の構想及び事業計画の概要は次の通りであります。

農業生産力の増強につきましては、自然的悪条件下にある本道農業生産力の増強を図るため、農業生産の基盤である地力の維持増進の措置を講じ、本道に適する優良種苗の増殖普及、甜菜の増産奨励及び園芸の振興を強力に推進せんとするものであります。

有畜農業の促進につきましては、寒地農業の確立には有畜農業が主軸となるため、酪農経営の普及安定、肉牛、中小家畜の導入、良質馬の導入等をはかり、これと並行して飼料基盤の確立、家畜衛生の強化に努めんとするものであります。

農業試験研究機関の拡充につきましては、農業生産力の増強並びに有畜農業促進の基本的課題を究明し、これの普及浸透を図るために、農業試験研究機関の拡充並びに農業改良普及組織の強化を図らんとするものであります。

農畜産物の流通改善につきましては、農業倉庫の増設、畜産物の卸市場及び冷蔵庫の増設等を図らんとするものであります。

第二に、開拓について申し上げます。

開拓計画の目標は、既着工事業の早期完成と入植者の営農安定及び未開発地域の開発と新規入植者の営農安定に置き、この基本方針に基いて計画を樹立したのであります。

即ち、既着工事業の早期完成と入植者の営農安定につきましては、既入植地区における建設工事は、昭和二十九年年度末四二・四％しか進んでおらず、昭和三十三年度以降の残事業は七十六億七千万円ありますので、これを完成させることとするほか、更に既入植者の経営が不安定なことは、営農資金の不足が大きな原因をなしておりますので、開拓者資金融通法の改正を行うことによつて、既入植者に対し、全部で二百三十六億円を計画、期間当初の三カ年間に融資を完了させることとし、既入植者の経営を安定せんとするものであります。

又補助事業につきましては、その大きなものとして、暗渠排水四万八千二百町歩、軌道客土一万四千九百町歩、道営灌漑排水事業二万二千町歩、団体営灌漑排水

事業三万五千町歩、馬そり客土一万七千町歩でありまして、事業の性質上、全道的にばらまかれていたのであります。

未開発地域の開発と新規入植者の営農安定につきましては、新規入植者は毎年二千五百戸、五年間に計一万二千五百戸を入植させることとし、新規入植者の一戸平均経営面積は十四町歩とし、地区開拓計画二十万五千町歩、建設工事業面積十一万一千町歩、開墾補助面積九万一千町歩を計画の対象としたのであります。

営農資金は、一般では一戸当り百十一万一千円を必要とし、総計百三十三億円を、既入植者の場合と同様に、開拓者資金融通法の改正により引き出して来る計画になつております。

第三に、土地改良について申し上げます。

本道における要土地改良面積は、延面積百三十万町歩であります。第一次五カ年計画の実績は延十七万町歩にすぎないのであります。今後積極的な推進を図る必要があるものであります。

即ち、本計画における総事業量は直轄補助を合せ延五十八万町歩にわたる土地改良を実施せんとするものであります。国営事業につきましては、総合灌漑排水事業は継続地区四カ所、新規地区三カ所をとりあげ、直轄灌漑排水事業は継続地区十カ所を完成することとし、直轄明渠事業は継続二十六地区、その他新規地区もとりあげ、篠津開発事業は、篠津、当別地区を合せて八千六百町歩を対象としたのであります。

以上、農業、開拓及び土地改良の諸事業を行うことにより、農業関係の生産目標及び家畜保有目標は、昭和二十九年作付面積八十三万町歩を、昭和三十六年には、九十七万町歩に高め、その生産は主要食糧に換算して九百十四万石となり、なお甜菜は十一億四千万斤、乳牛十五万六千頭、肉牛一万頭、豚二十一万四千頭、牛乳百八十五万五千石の生産に到達せしめんとするものであります。

第四に、林業について申し上げます。

本道林業の重点は、森林被害の復旧を主として、林野保全と森林資源の増強、林道網の整備拡充と奥地森林の開発資源の合理的利用と林産工業の振興風倒木処理と木材需給の均衡等の諸政策を迅速に実施することでありまして、

そのための事業として、造林事業につきましては、国有林十萬七千町歩、民有林二十四萬町歩、合計三十四萬七千町歩について人工造林を行い、軌道、林道事業につきましては、軌道八十三キロメートル、林道二千七百七十キロメートルを

新設して、奥地林資源の開発をはかるとともに管理林道としての造林地の保護育成間伐による生産の補強、生長量の増大を期し、治山事業につきましては、国有林関係山地治山事業一千四百町歩、防災林造成事業八百町歩、保安林整備事業二千七百町歩とし、なお、民有林関係においては、山地治山事業等三千九百町歩、保安林整備事業一万五千町歩、防風林防霧林等の防災林造成事業一万五千町歩について実施計画を立てたのであります。

又試験研究機関の拡充強化につきましては、造林育種、木材糖化工業の研究強化と、中間工業試験等のため林業指導所の設備拡充を計画したのであります。

第五に、水産業について申し上げます。

本道水産業の重点は、漁業生産力の向上と、国民食糧の確保及び漁家経済の安定等の政策を実施することであります。

この見地から、本計画における生産計画につきましては、最終年度の生産目標を三億八千二百万貫とし、二十九年度を一〇〇とした指数は一一・八となるのであります。

施設計画といしましては、漁船整備計画において老朽船を整備し、その代船建造総トン数は八万一千五百トンとなり、計画完成時の総トン数は十二万四千トンとなり、漁港整備計画につきましては、現在本道の漁港における漁船収容能力は碇泊地、岸壁の長さから見ると、その一割程度にすぎないので、漁港修築九十二港、漁港防災三十七港、漁港簡易工事十三港を早急に整備する計画といしたのであります。

次に、浅海増殖事業計画につきましては、浅海増殖事業を振興し、浅海魚田の改良、拡張を図り、沿岸漁業の危機を打開するため、投石、岩礁爆破、コンクリート礁、ホタテ採苗、アワビ移植、ホッキ移植等の事業を計画したのであります。

次に、孵化放流事業計画については、鮭鱒増殖事業、淡水増殖事業、沿岸水族増殖事業に分けて計画を立てたのであります。

次に処理加工保蔵施設整備計画につきましては、製氷冷蔵庫の充実と倉庫の整備、イカ油工場の新設を計画したのであります。

次に、試験研究機関整備拡充計画については、北海道立水産試験場、北海道区水産研究所等に対し、近代科学施設器具機械の整備と、その試験成果による指導の徹底を計画したのであります。

流通計画につきましては、三十六年度の漁獲物の仕向けは、生鮮向二七%、加工向七三%と見込み、水産製品の増大は輸出の伸張に負うところであり、消流対策の強力な推進が必要とするところであります。

第六に、工業について申し上げます。

本計画における工業開発の重点として、将来わが国工業の北日本への移行性にかんがみ、本道工業立地条件の改善を行い、中小企業を含む既存工業の拡充強化を図るとともに、本道が全国的に見て、特に豊富に持つ石炭、天然ガス、木材等を中心とする資源を、新技術の導入により高度に加工する新規工業の誘致を強力に推進することにしたのであります。

即ち、既存工業振興計画につきましては、金属機械工業、化学工業、ゴム工業、紙パルプ工業、繊維工業、窯業、食料品工業、製材及び木製品工業、都市ガス工業等の振興を計画したのであります。

又新規工業計画につきましては、石炭利用工業、天然ガス利用工業、木材利用工業、その他の工業等について計画を立てたのであります。

更に試験研究機関の整備拡充計画につきましては、工業試験場の整備拡充と石炭化学研究所の設立について計画を立てたのであります。

第七に、鉱業について申し上げます。

鉱業開発の重点とするところのその第一は、本道地質の全ぼうを明確化し、今後の総合開発計画の指針とするため、第一次五カ年計画で調査未了の五万分の一の地質図中を完成するとともに、有望地所については、国が更に精密な調査を実施することとしたのであります。

その二は、探鉱の促進による優秀鉱床の発見、鉱量の把握が鉱業振興の基礎であるので、石油資源開発株式会社との強力な探鉱事業を初め、探鉱補助金の本道に対する重点的投入をはかることとしたのであります。

その三は、経済自立五カ年計画における鉱業指数の上昇に対応した増産態勢の確立をはかり、輸入抑制上必要な鉱物の調査開発に重点を置き、鉄鋼、化学工業等、基幹産業の重要原料たる鉱物の需要に対応せる生産を行うものであります。

その四は、石炭利用工業の発達を促進する一方、立坑開さく、生産の機械化等一連の合理化工事を実施することとしたのであります。

その五は、金属、非金属鉱業においても、探鉱、選鉱、精錬施設等の近代化、合理化を行って、生産価格の低減をはかり、海外市場との均衡に努め、自給度を

向上し、関連工業の健全な発展をはかり、輸出振興に努めることとしたのであります。

その六は、輸送費の低減、輸送量の増大に備え、釧山道路の整備、鉄道新線建設及び港湾施設の整備増強をはかることとしたのであります。

第八に、電力について申し上げます。

電力需要は開発の進展に伴い大巾に増加し、昭和三十六年には昭和二十九年度実績の七七%増となり、一方需要増に対して供給力も順調に増加し、昭和二十九年度末に比して同三十六年度末には五八%増となるのであります。水火力発電所発電計画は、水力十九地点、三十五万七千キロワット、火力四地点、十四万三千キロワット、合計四十八万キロワットを開発せんとするものであります。

第九に、商業について申し上げます。

販売対策につきましては、これには国外販路の拡張、国内販路の拡張、物産の品質改善、集散市場の整備強化、市場調査等について計画したのであります。

中小商業の育成方策につきましては、経営改善の指導強化、資金融通の特別措置、課税の軽減、中小商業組織の強化等について計画したのであります。

取引上の隘路打開方策につきましては、輸送対策、金融難の打開等について計画したのであります。

以上の農林水産業、鉱工業及び電力等産業振興計画に要する資金は、総事業費三千六百四十八億九千九百万円で、全体の四九%を示し、この内訳は、国費九百六十四億七千二百万円、道費百四十八億六千七百万円、市町村費十四億五千四百万円、財政投融資一千三百十八億八千八百万円、民間投融資一千二百二億一千六百万円となっております。

次に、交通通信計画の輪廓を申し上げます。

第一に、道路計画であります。幹線道路につきましては、国道、道道のうち交通量の集中する幹線には約二百八十キロメートルの補装を図り、末端道路につきましては、自動車輸送の特質から、道々、市町村道の維持改良を強化し、開発道路につきましては、地域開発の先駆として、重点的に整備を行い、各季交通確保につきましては、五カ年間に五千八百キロメートルに対する雪上交通をはかり、道路橋の永久橋化につきましては、最終年次において道道以上の永久橋化を全体の六〇%まで引上げるよう計画したのであります。

第二に、鉄道であります。本計画におきましては、主要幹線の重軌条化、操

作場改良、保安施設等について整備を行うとともに、青函鑿道の試堀、遠羽線外八線の新線建設、石炭荷役設備、航送船新造等を計画したのであります。

第三に、港湾についてであります。本計画におきましては、重要港湾として、函館、小樽、室蘭釧路の四港について、防波堤、泊地、埠頭施設の整備を行い、地方港湾については、稚内外二十四港に対する整備を行うとともに、船路標識、離島、僻地航路船舶建造計画を立てたのであります。

第四に、空港についてであります。本計画におきましては、函館、旭川、室蘭、釧路、稚内、利尻、丘珠、帯広、網走等の飛行場及び通信施設の整備を行うとともに、民間航空事業の育成強化について計画を立てたのであります。

第五に、電気通信施設についてであります。本計画においては、電信、電話回線の増設、加入電話の普及サービスの改善、僻地の山村漁村の無電話地域に対する新設等を行い、産業の発展と文化の向上を促進する計画になっているのであります。

第六に、建設機械についてであります。本計画期間中における建設事業の増大により、三十六年度の建設事業の規模は現在の約二倍と推定されますので、これに見合う建設機械を購入するとともに、既存の機械についても修理を行うこととしたのであります。

以上の交通通信整備計画に要する資金は、総事業費一千九百九十三億七千二百万円、全体の一六%を示し、この内訳は、国費一千三百三十八億九千六百万円、道費三十五億六千万円、市町村費十一億六千三百万円、財政投融資四億七千九百万円、民間投融資二億六千五百万円となっております。

次に、国土保全計画の輪廓を申し上げます。

第一に、治水事業についてであります。本計画における国費河川は、継続十一河川、新規二河川、特殊河川は継続十河川、新規八河川、道費河川は継続二十河川、新規十六河川、局部改良は急を要するもの七十一河川、又海岸侵蝕対策としては十七カ所、砂防事業は二十四河川について実施することとし、なお具体的な個々の計画は、河川ごとに治水、利水を包含した有機的な効力を発揮せしめるよう計画したのであります。

第二に、河川総合開発についてであります。本計画は河川流域の開発、河川改修状況及び災害状況等をあわせて、洪水調節に重点を置き、継続二河川、新規六河川について計画を立てたのであります。

第三に、気象についてでありますが、本計画は、水害対策水理気象整備、農林気象対策整備、漁業気象対策整備、火山観測対策整備等について拡充強化を行うとともに、気象測器工場の設立等について計画を立てたのであります。

以上の国土保全計画に要する資金は、総事業費三百六十八億九千八百萬円で、全体の四・九%を示し、この内訳は、国費三百四十九億九千九百萬円、道費十八億九千八百萬円となっております。

次に、文化厚生計画の輪廓を申し上げます。

第一は、労働計画についてであります。本計画における労働市場の安定につきましては、公共職業安定所の拡充、新規労働力の供給、巡回職業相談所の拡充強化、季節労働者の雇用推進、失業対策の刷新強化、職業指導の整備拡充等を計画し、合理的労使関係の確立につきましては、合理的近代的労使関係の確立、合理的労務管理体制の確立、労働教育の徹底等を計画するとともに、労働者福祉の増進につきましては、労働センターの建設、地方労働会館の設置、労働金庫の強化拡充と指導監督、職域生活協同組合の組織化促進、労働者住宅組合の設置促進、労災病院の建設等について計画を立てたのであります。

第二に、民生計画についてであります。本計画においては、国民健康保険の全面的実施をはかり、あわせて公的扶助と社会福祉施設の拡充強化並びに更生金庫の拡充強化について計画を立てたのであります。

第三に、衛生計画についてであります。本計画においては、道民生活の健康維持のため、保健衛生及び医療施設の整備、技術者養成機関の充実並びに研究機関の設置等について計画を立てたのであります。

第四に、教育計画についてであります。本計画における小学校につきましては、校舎及び屋体の不足坪数を昭和三十年の十六万坪を三万五千坪に減じ、中学校につきましては、不足坪数十一万坪と三万坪に減じ、高等学校につきましては、進学率を高めるとともに、産業教育、通信教育等の拡充を織り込み、大学につきましては、函館、旭川に総合大学を設置することとし、将来は、帯広、釧路にも同様の設置を考慮する一方、既存の大学につきましては、産業及び生産技能者の養成上必要な各種の研究及び部科を新設する計画といたしたのであります。

第五に、都市計画についてであります。本計画におきましては、主要なる二十市二十町村についても、幹線街路の整備、公共施設の整備、都市水利施設の整備拡充、土地区画整備事業等について計画を立てたのであります。

第六に、水道計画についてであります。本計画におきましては、現在の給水人口八十二万人を約倍増にするものとして、上水道において拡張工事十三カ所、新規二十三カ所、簡易水道において五十カ所を設置することとし、また下水道は六カ所整備する計画であります。

第七に、清掃施設計画についてであります。本計画におきましては、し尿処理施設の整備及び、塵介処理施設の整備を行う計画であります。

第八に、住宅計画についてであります。本計画におきましては、増加人口によるもの十七万一千戸、住宅不足充足数六万戸、老朽、災害、滅失の建替六万戸、合計二十九万一千戸を建設することとし、そのうち、公営、公団、公庫等財政投融資によるもの十二万八千七百戸、民間建設によるもの十六万二千三百戸といたしたのであります。

第九に、観光事業についてであります。本計画におきましては、国立公園並びに道立公園施設文化財施設、観光道路、宿泊施設等を整備拡充することを計画いたしましたのであります。

以上の文化厚生計画に要する資金は、総事業費二千二百四十七億五千五百萬円で、全体の三〇・一%を示し、この内訳は、国費三百五十八億九千七百萬円、道費五十七億二千三百萬円、市町村費二百八十一億七千八百萬円、財政投融資五百九十八億四千二百萬円、民間投融資九百五十一億九百萬円となつております。

次に、資金計画の総体について申し上げます。産業振興、交通通信整備、国土保全、文化厚生計画の遂行に要する資金の総計は、総事業費七千四百五十九億二千万円でありまして、この内訳は、国費二千八百十二億六千六百萬円、道費二百六十億五千七百萬円、市町村費三百七億九千六百萬円、財政投融資一千九百二十二億九百萬円、民間投融資二百五十五億九千九百萬円が必要ということに相成るのであります。

次に、これら総合開発事業に対する投融資による各産業の生産の伸びについて申し上げます。昭和二十九年を基準とし、計画最終年度の昭和三十六年には、その粗生産額は、農業の七百六十九億が千二百六億となり、五・八%の増、林業の二百七十二億が二百七十四億となり、〇・五%の増、漁業の四百三十八億が五百五十五億となり、二・六・七%の増、鉱業の六百七十億が九百二十二億となり、三・七・六%の増、建設業の四百四十二億が九百十六億となり、一〇七・一%の増、製造業の千九百四十億が三千五百八十四億となり、八四・七%の増、第三

次産業の千七百十五億が千六百九十二億となり、五七%の増、とそれぞれ増大するのでありまして、これに伴い、道民の生産所得は三千五百七億より五千五百十四億となり、五七・二%の増と相成るのであります。

従いまして、道民個人に帰属する所得もまた上昇し、相当の道外人口を吸収するとしても、道民一人当りの所得が増加しますので、実質的な生活内容を高めて行くと同時に、貯蓄力でも、拡大再生産のための地場資本が造成されることと相成る次第であります。

又各部門別目標がそれぞれ達成されました場合におきます、目標年令の産業構成は、生産所得で第一次産業は基準年次の二二・八%から一九・七%に下り、第二次産業は二八・二%から三一・四%に上昇し、第三次産業は四八・八%となり、ほぼ横ばいということになるのであります。

又これを産業別人口について見ると、第二次産業が二一・六%となり、基準年次に比し、やや割合を高めるとしても〇・四%にとどまり、むしろ第一次産業の四三・六%が三七・六%となり、第三次産業の三五・二%が四〇・八%となり、第一次産業と第三次産業との構成上の逆転が起るのでありまして、第三次産業の雇用吸収は著しく高まるのであります。

このように第二次五カ年計画においては、直接道内で物を生産する就業人口の生産性を引上げ、より安定化と競争力を高める方向に導くのに対して、第三次産業は生産の上昇や所得の増進の波及効果を反映して、雇用を急速に拡大し、一人当りの生産性は、全国平均よりやや高い程度に落ちつくことになるのであります。

次に、本計画最終年次における人口吸収の想定につきましては、自然増加人口は昭和三十二年の六万九千人から年々下降線を描き、三十六年には四万七千人となり、五カ年間に二十九万二千人の自然増加を想定するとともに、一方社会増による増加人口は、昭和三十二年の四万四千から年々増加し、三十六年には八万八千人となり、五年間に三十二万五千人の増加を想定しているのでありまして、計画の最終年次である昭和三十六年の総人口は、自然増と社会増を含めて五百五十万人となるのであります。

以上をもつて本計画の概要の説明といたします。次に本委員会が計画案審議の過程において具体的に計画に折り込むことを避け、第二次五カ年計画実施に関し措置すべき事項として決したものの要点を申し上げます。第一に、農

業開拓及び土地改良における措置でありますが、本道の寒地農業確立振興上最も重視される戦後開拓者を中心とした営農の安定、泥炭地開発、未開発地開発の問題につきましては遠からずこれが浮び上り、これについて具体的計画を策定する必要が起きて来るものと考えられますので、本計画は折り込まれていない面について今から検討を加えこれが実現のため適切な措置を講ずべきであるとされたのであります。第二に農業用地の宅地、工場敷地、ダム、演習地の転用、開拓地と森林地との競合等、本計画達成のため、はたまた土地利用の高度化と合理化を図るためにも、長期の産業別土地利用区分の策定と総合調整の措置を講ずべきであるとされたのであります。第三に水産における措置でありますが、中小漁民に対する医療保険制度の確立、漁業共済制度の確立、漁業転換計画の実施と地域漁民の要望との調整、春ニシン凶漁地帯の転換実施計画の急速実施等について善処するとともに本計画の基本となるべき諸資料の作成と計画の適正実施、海区及び漁業区域調整について、それぞれ留意すべき事項を指摘したのであります。

第四に、道財政に関する措置でありますが、第二次五カ年計画の財政規模は、道財政の実態に照し、その遂行は相当の困難が予想されますので、特に直轄事業の拡大、高率補助の適用、自主財源の確保等の方途を講じ、計画の完全実施に努力すべきであるとされたのであります。

第五に、観光事業に対する資金措置として、開発公庫より観光事業にも資金融資を図るよう道の意見として具申すべきであるとされたのであります。

第六に、開発事業に関する年次計画の設定措置についてであります。農業、開拓等につきましては、年次計画が盛られていないことは、計画の完全実施上支障となることも予想されますので、これを設定すべきであるとされたのであります。

以上、本委員会の調査の経過及び結果に基づき、結論として、次の調査意見を決したのであります。即ち、

- 第一に、別冊としてお手元に配布されておりますところの総論
 - 1、産業振興計画編
 - 2、交通通信計画編
 - 3、国土保全計画編
 - 4、文化厚生計画編
- の三冊から成る北海道総合開発第二次五カ年計画を北海道開発法第三条による

を含めても漸く四七・四%に達しただけで多くの事業を残し、計画期間を終ろうとしている。

よつて昨年来北海道が中心となり国の出先機関関係者、民間学識経験者、道議会等道民の衆智を集め、国の経済自立五カ年計画との調和を図りつつ一年有余の調査審議を経て、ここに別冊の通り北海道総合開発第二次五カ年計画を策定したのである。

本計画は、北海道の総合開発に関し、産業基盤の整備、産業の高度化、道民生活の安定向上を日途とし、総論、産業振興計画編、交通通信計画編、国土保全計画編、文化厚生計画編よりなり、昭和三十二年度から同三十六年度の五カ年間ににおける北海道総合開発に関する北海道民の最少限度の要請である。

国におかれては、国土開発上における北海道の立場、その後進性を深く理解され、本計画を全面的に国の計画中に取入れ、本計画に盛り込まれている諸事業を計画期間中に完全に実施するよう特段の配意を強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣	北海道開発庁長官	大蔵大臣	農林大臣	通商産業大臣	運輸大臣	文部大臣	厚生大臣	郵政大臣	労働大臣	建設大臣	自治庁長官	防衛庁長官	経済企画庁長官	衆議院議長	参議院議長	日本国有鉄道総裁	その他関係方面
--------	----------	------	------	--------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	---------	-------	-------	----------	---------

各通（行政庁以外は陳情書として提出する。）

○六月二十九日 午後二時五十三分開議、諸般の報告の後、議長より日程第一千島及び齒舞諸島返還懇請同盟の意見書に対する知事の見解に

ついての緊急質問は新川議員（労）より取り消す旨の通告があつた旨を述べ、次に日程第二会期中閉会の件を議題とし、今議会はなお会期中であるが提出案件の全部を議了したので本日をもつて閉会することについて諮り、異議なくそのことに決し、議長より閉会の挨拶があつて午後二時五十六分閉会。

常任委員会

議会運営委員会

○六月二十八日 午後二時二十三分、運営委員室において開議。

① 西村議員の逝去に対する追悼演説は佐久間議員（自民）が行うことに決定。

② 報告第三号、第六号乃至第十一号は委員会付託を省略して即決することと決定。

③ 新川議員（労）より通告の「千島及び齒舞諸島返還懇請同盟の意見書に対する知事の見解について」の緊急質問の取扱ひ方について協議を行い、各党の意見を持ち寄ることとし、

④ 次に総合開発調査特別委員長より、北海道総合開発計画樹立に関する調査の件について委員会における調査の経過並びに結果について報告を行うことに決定。

⑤ 意見案第一号の取扱い方について協議を行い、各党の意見を持ち寄ることとした

⑥ 本会議は時間延長を行い、西村議員の逝去に対する追悼演説を行うつて一旦休憩することとし、午後二時四十分休憩、同四時八分再開。

⑦ 意見案第一号は全員提出することに決定。

⑧ 議案及び報告に対する質疑は行わないこと、議案第一号は同意議決とすること。

⑨ 新川議員（労）の緊急質問の取扱い方について協議を行い、午後四時十一分休憩、同六時三十六分再開。

⑩ 緊急質問の取扱い方について協議を行い、午後六時四十二分休憩、同七時二分再開。

⑪ 本日の議事は、日程第一議案第一号、報告第一号乃至第十一号について知事の提案説明を聴取の後即決、日程第二総合開発調査特別委員長報告の後報告書のとり決定、日程第三意見案第一号は朗読の後議決、次に新川議員の緊急質問を行うことに決定。

⑫ 会期については本日をもつて閉会する旨を議長より諮つて決めること、本会議は準備出来次第再開することとし、午後七時七分休憩、同九時八分再開。

⑬ 本会議は定足数を欠いて休憩したので今後の運営について協議を行い、本日は延会し明日本会議を開くことに決定、午後九時十五分散会。

○六月二十九日 午後二時四分、運営委員室において開議。

① 昨日から持ち越しとなつている緊急質問の取扱い方について休憩の上協議することとし、午後二時五分休憩、同二時四十分再開。

② 緊急質問の取扱い方について協議を行い、午後二時四十四分休憩、同二時四十六分再開。

③ 新川議員（労）より通告の緊急質問は取り下げることなお会期中であるが案件全部を議了したので議長より閉会することについて諮ることとし、午後二時四十七分散会。

総務委員会

○六月二十八日 午前十一時三十分、第一委員室において開議。

① 宮北委員長（社）より、第一回臨時道議会に対する提出案件について説明を求め、報告第一号乃至第十一号、議案第一号について財政課長より説明を聴取、専決処分については委員会付託を省略することに別段異議なきことを決定。

② 町村合併に関する現地調査については参議院議員選挙、次期定例会等勘案の上適当な時期に実施することとし、午前十一時四十五分散会。

水産委員会

小委員会

○六月八日 午後一時四十五分、第三委員室において小委員会を開議。

松平主査（自民）欠席のため山内委員（労）が臨時主査となつて協議会形式ですすめることとし、機船底曳網漁業禁止区域改訂問題

に關する小委員會の運営について協議を行い、審議日程、方法資料の提出要求等について更に明日小委員會を開くこととし、この旨主査に連絡することに決し、午後二時十五分散会。

○六月九日 午前十一時十二分、第三委員室において小委員會を開議。

松平主査（自民）より、小委員會の運営について諮り、結論の出し方、資料の要求等について協議を行い、一旦休憩、午後一時十六分再開、明後十一日に小委員會を開き資料の要求について協議することとし、午後一時二十五分散会。

○六月十一日 午後二時八分、第三委員室において小委員會を開議。

松平主査（自民）より、要求資料の項目について協議を行う旨を述べ、中型機船底曳網漁業対策資料項目について漁業調整課長より説明を聴取、資料項目のとおり提出を要求すること、資料は出来次第各委員に送付し検討すること、次期小委員會は参議院議員選挙後に開くこととし、午後二時四十五分散会。

農務委員会

○六月二十八日 午後零時四十五分、第三委員室において協議会を開議。

秋山委員長（協ク）より、網走支庁管内の五月中における風害に對する対策について陳情を聴取する旨を述べ、網走支庁管内町村会長より、五月風害による被害地帯の復興対策について陳情を聴取、

道の対策について農務部長より説明を聴取、午後零時五十七分散会。

林務委員会

○六月二十七日 午前十一時三十分、第二委員室において開議。

窪田委員長（社）より、請願の審査を行う旨を述べ、請願第二百五十九号は不採択に決し、午前十一時四十五分散会。

○六月二十八日 午前十一時十五分、第二委員室において開議。

窪田委員長（社）より、暑寒別岳及び天売、焼尻島周辺道立公園指定に關する現地調査の結果について報告を求め、福島委員（自民）より報告があつて、次に請願の審査に入り、請願第二百五十八号（由仁町字川端クオベツ流域の道有林地域解放の件）は保留とし、本件については現地調査を実施することとし、派遣人員は各派一名宛とし日程等については委員長一任に決し、午前十一時四十五分散会。

文教委員会

○六月七日 午後二時八分、運営委員室において開議。

① 太田委員長（社）より休憩の上陳情聴取を行う旨を述べ、暫時休

憩(休憩中、江部乙町教育長、芽室町代表者より、それぞれ高等学校の道立移管について陳情を聴取)、午後二時三十分再開。

② 高等学校道立移管要望の請願、陳情に關連する市町村立高等学校等の提出資料について学校管理課長より説明を聴取、佐野(社)吉田(自民)山本(自民)大石(社)津川(社)各委員より、高校道立移管の問題について質疑及び意見があつて、高校道立移管に対する基本的な構想について次期委員会において教育委員長より説明を、求めることとし、ついで請願、陳情については陳情第二百五十九号は議会の會議に付するを要しないものとし、その他は保留することに決定。

③ 次に北海道立幼稚園の設置に關する資料について学校管理課長より説明を聴取、各委員において検討することとし、ついで大石委員(社)より、新教育委員会法に対する資料の提出要求があり、午後三時五十八分散会。

農地開拓委員会

○六月八日 午前十一時十三分、運営委員室において開議。

① 笠井委員長(社)より、継続審査中の請願、陳情に關連して陳情聴取を行う旨を述べ、石狩花畔土地改良区代表より、石狩花畔志美地区の更生計画実施について、置戸町議會産業經濟委員長より、開拓適地解放について、十勝開拓団入植期成会顧問より、農耕適地解放方について、それぞれ陳情を聴取。

② 次に委員長より、昭和三十一年度新規土地改良事業に關する中央折衝経過について報告があり、その後の状況について農地開拓部長

より説明を聴取、津川委員(社)より、自作農維持創設資金全国枠の配分について質疑があり、農地課長より答弁。

③ 次に請願陳情に關連して提出を求めた資料について説明を聴取することとし、開拓、林務兩行政の調整について農地課次長より説明を聴取、一旦休憩、再開後、「建設工事の計画變更に關する国と道の間の技術上の意見の相違」及び「昭和三十一年度建設工事計画變更予定地区」について開拓計画課次長より、北海道土地改良区連合会共済積立金制度について総務課長よりそれぞれ説明を聴取、ついで陳情の審査に入り、まず陳情第三百五十四号(開拓林野兩行政の調整に關する件)について審査の結果、本件検討のため小委員会を設置することとし、小委員に桶谷(自民)伊藤(作)(自民)黒松(協ク)佐野(社)遠藤(社)各委員を選任、なお小委員会には常時正副委員長が出席することとし、本案は保留に決定、ついで陳情第三百九号、第四百二十号はいずれも保留に決し、午後三時四十分散会。

小委員会

○六月八日 午後三時四十二分、運営委員室において小委員会を開議。

① 黒松臨時主査(協ク)より、主査互選の方法について諮り、指名推選の方法によることとし、主査に黒松委員(協ク)を選任。

② 黒松主査(協ク)より、陳情第三百五十四号開拓、林務兩行政の調整に關する件を議題に供し、遠藤委員(社)より、実情を把握するため關係資料の提出を求め、その上で審査を行うべき旨の意見があつて、異議なくそのことに決し、ついで笠井委員長(社)より、關係資料として、(1)壳戻しをした地区及び壳戻しをしなければならぬ地区名、(2)開拓適地で造林されている地区及び反別、(3)三十一年度及び三十二年度入植予定地における造林の実情、(4)農地開拓部

及び林務部との調整が困難である地区名、(5)農地開拓部の意見に対する林務部の見解等の点について資料を要求したいと述べ、異議なく以上の資料の提出を求めることとし、資料が出来次第委員会を開くことに決し、午後三時五十八分散会。

○六月二十七日 午前十一時二十一分、第三委員室において小委員会を開議。

黒松主査(協ク)より、陳情第三百五十四号開拓、林務両行政の調整に関する件を議題に供し、前回の要求により提出された関係資料について開拓計画課次長より説明を聴取、笠井委員長(社)佐野(社)遠藤(社)委員より、開拓可能地と不利用地の関連、林務部との調整が困難な地区の問題、現地調査の必要等について質疑及び意見があり、開拓計画課長、同次長より答弁があつて、開拓適地の造林地の所有区分、土地条件、樹種樹齡等の資料及び林務部との調整困難な地区に関する具体的な調整困難の理由について資料の提出を求めることとし、午後零時二十五分散会。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○六月一日 午後二時四十五分、第一委員室において開議。

蒔田委員長(協ク)より、総合開発第二次五カ年計画策定上における問題点に対する中央の考え方について説明を求め、開発調査課長より説明を聴取、午後三時十分散会。

○六月七日 午後一時五十四分、第一委員室において開議。

蒔田委員長(協ク)より、各小委員会における審議の状況について報告を求め、児玉農林水産小委員会主査(自民)大島工鉦電力財政金融小委員会主査(自民)本多運輸交通文化厚生小委員会主査(自民)よりそれぞれ報告があつて、今後の運営並びに企画本部における作業の進め方について協議を行い、ついで十日より来道の開発庁長官には地区毎に委員が同行することとし、午後三時五分散会。

○六月十一日 午後一時四十五分、第一委員室において開議。

蒔田委員長(協ク)より、総合開発第二次五カ年計画案に対する各小委員会における審議の結果について報告書が提出された旨を述べ、協議の結果、本日は各小委員会の報告について各委員において検討し、明日委員会を開いて審議を行うことに決し、午後二時五分散会。



○六月十二日 午前十一時十六分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（協ク）より、資金関係の総括表について説明を求め、企画本部長より説明を聴取、ついで各小委員会より提出の報告の取扱い方について協議を行い、暫時休憩、午前十一時五十二分再開、財政金融問題については小委員会の結論が出ていないので、午後三時頃迄委員会を休憩して小委員会において結論を出すこととし、一旦休憩、午後三時五十八分再開。

② 赤字団休に対する開発事業実施の問題、財政規模の問題について大島工鉦電力財政金融小委員会主査（自民）より小委員会における審議の結果について報告があつて、異議なくこれを了承。

③ ついで山本（自民）津川（社）新川（労）二瓶（協ク）各委員及び委員長の間、人口想定の問題並びに最終的結論の打ち出し方について意見の交換があつて、結局各小委員会の結論は異議なく了承することとし、総合開発第二次五カ年計画案については委員会で修正したものを承認することに決定した。

④ ついで今後の運営について協議を行い、暫時休憩、午後五時三分再開。

⑤ 計画案の印刷が出来次第中央の情勢打診を兼ねて折衝を行うこととし、派遣委員の選任並びに日程等については委員長一任に決し、午後五時七分散会。

○六月二十五日 午後一時二十五分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（協ク）より、総合開発第二次五カ年計画策定に関する中央状況について報告を求め、新川委員（労）より報告があつて、十二日の委員会で決定した各小委員会意見の計画案へのとり入れ状況について企画本部長より説明を聴取の後、これを了承。

② 次に総合開発第二次五カ年計画樹立に関する調査報告書を決定、委員長報告の案文については委員長一任に決し、ついで計画の完全

実施に関する意見書の提出について新川（労）津川（社）各委員蒔田委員長荒議長の間に意見の交換があつて、午後二時十分散会。

○六月二十八日 午後四時三十分、第一委員室において開議。

蒔田委員長（協ク）より、総合開発第二次五カ年計画策定の問題について七月十一日頃開催予定の北海道開発審議会に対する上京委員の派遣並びに七月十一、十二の両日に亘つて挙行される十勝川水系隼平、足寄発電所の竣工式に対する委員の派遣について諮り、派遣委員の選任、日程等については正副委員長一任に決し、午後四時四十五分散会。

農林水産小委員会

○六月二日 午前十時五十五分、第一委員室において農林水産小委員会を開議。

児玉主査（自民）より、総合開発第二次五カ年計画案の農地開拓関係について審議を行う旨を述べ、前回の委員会で主査より要望の各項目について計画案へのとり入れ方について協議を行い、一旦休憩、午後一時十二分再開、ついで農地開拓委員会より提出の意見について協議の後、午後二時五分散会。

○六月六日 午前十時四十八分、第一委員室において農林水産小委員会を開議。

① 児玉主査（自民）より、総合開発第二次五カ年計画案に対する北海道総合開発委員会の修正点について説明を求め、企画本部長より説明を聴取、ついで各常任委員会から提出された各部門に対する意見についてそれぞれ結論を付けて行くこととし、まず「農業部門に対する意見」について農務部長より説明を聴取、二瓶委員（協ク）

より、農産物価格安定法の中に酪農製品を入れること、農村電化の強力な打ち出し方、耕地面積積算の方法等について、津川委員（社）より、地域の特殊性の打ち出し方、農業と土地改良の調整、耕地の肥沃度の問題等について、沖野委員（自民）より、天北地帯開発の折り込み方について質疑及び意見があり、農務部長、農政課長より答弁、以上の諸点について理事者に考慮を促がすこととして農業部門に対する意見については了承することとし、一旦休憩、午後二時七分再開。

② 次に「開拓及び土地改良部門に対する意見」について土地改良課係員より説明を聴取、二瓶委員（協ク）より、泥炭地の開発計画、サロベツ、釧路、勇払の各原野の開発について、津川委員（社）より、土地改良についての強力な打ち出し方について質疑及び意見があつて、企画本部長より答弁。

③ 次に開拓経営関係について開拓経営課係員より説明を聴取、沖野委員（自民）より、天北の重粘土地帯における開拓経営のとり上げ方について意見があり、本件については開拓部の基本的な考え方は変つていないのでその文章の表現については基本的考え方に沿つた表現方法で折り込んでもらうこととして、開拓関係を了承することとし、暫時休憩、午後三時二十八分再開。

④ 次に林業関係に入り、土地利用区分確立のための総合調整の問題について森林企画課係員より説明を聴取、主査より、土地利用区分確立の具体的方策の検討について質疑及び意見があり、企画本部長より答弁、暫時休憩、午後四時七分再開。

⑤ 次に水産関係に入り、水産部長、水産製品課長、水産課次長よりそれぞれ説明を聴取、午後四時四十八分散会。

○六月八日 午前十一時三十七分、第一委員室において農林水産小委員会を開議。

① 児玉主査（自民）より、前回に引続き水産関係を問題とし、二瓶委員（協ク）より、漁田開発の未執行分に対する推進の問題並びに着手している分に対する整備の問題、零細沿岸漁民の救済策について質疑があり、水産部長、水産課次長より答弁、ついで沿岸漁家の安定対策について開発調査課長より説明を聴取の後これを了承、沖野委員（自民）より、先般来要求の資料未提出の問題並びに、(1)漁船の大型化、転換用漁船建造の枠及び資金割当、(2)地域別の不振漁業転換計画作成、(3)漁業従事者と協同組合員の整理及び府県入隊者の防止対策等、(4)着工漁港、船溜等の早期完成順位と未着工漁港、船溜等の取り上げ等、(5)漁業転換と多獲化による漁獲物の処理加工施設等の拡充及び新設等、(6)地域別漁家の生活実態を把握し地元海面の対策等に対する検討について意見があつて、水産関係を終り、一旦休憩、午後零時四十五分再開。

② 次に農務、開拓関係について小委員会の意見に対する処置について開発調査課長より説明を聴取、主査より、パイロットファームについては根釧、天北、勇払の方面に拡大するという表現をされたい旨の意見があつて、農務、開拓関係を了承、以上で小委員会における調査を終了、十一日に最終結論を出すこととし、午後一時五分散会。

工鉦電力財政金融小委員会

○六月二日 午前十一時十分、第三委員室において工鉦電力財政金融小委員会を開議。

大島主査（自民）より、総合開発第一次五カ年計画実施状況について説明を求め、開発調査課次長より説明を聴取後、主査より、実額と換算額の比率、黒字町村の財政再建整備法適用指定の問題等について、増田委員（社）より、小団地開墾補助率引き上げの問題に

ついて質疑、応答があり、ついで普通建設事業の道市町村負担調、資金調達の見込調、計画実現のための諸方策等について開発調査課次長より説明を聴取、主査より、今まで小委員会において質疑及び論議のあつた問題点に対する措置について項目毎に説明を附した資料を作成して明後日まで提出されたい旨を述べ、午後零時四十五分散会。

○六月四日 午後一時三十分、第三委員室において工鉦電力財政金融小委員会を開議。

大島主査（自民）より、今まで小委員会において質疑及び論議のあつた問題点について項目毎に検討を行う旨を返す、問題点に対する措置について開発調査課次長より説明を聴取の後、項目毎に検討を行い、午後四時十五分散会。

○六月五日 午前十一時十六分、第二委員室において工鉦電力財政金融小委員会を開議。

① 大島主査（自民）より、総合開発第二次五カ年計画案に対する北海道総合開発委員会の修正点について説明を求め、企画本部長より説明を聴取、修正点について検討を行い、一旦休憩、午後二時五十分再開。

② 次に小委員会において論議のあつた問題点について検討の後、午後三時四十分散会。

○六月六日 午前十一時四十二分、第三委員室において工鉦電力財政金融小委員会を開議。

大島主査（自民）より、本日は小委員会において今までに意見並びに論議のあつた問題点について一、二の委員が残つて結論を得るための作業を進めることとしその結果については明日検討の上小委員会の結論を出すことについて諮り、異議なくそのことに決し、午前十時四十四分散会。

○六月七日 午前十一時一分、第三委員室において工鉦電力財政金融小委員会を開議。

大島主査（自民）より、小委員会における意見並びに問題点に關し昨日作成した試案に基いて検討を行う旨を述べ、試案について主査より説明があつて検討の後、午前十一時三十九分散会。

○六月八日 午前十一時四十分、局長室において工鉦電力財政金融小委員会を開議。

大島主査（自民）より、道並びに市町村財政負担の問題について説明を求め、企画本部長より説明を聴取、大島主査（自民）増田委員（社）より、赤字市町村の事業実施に対する基本線の打ち出し方について質疑及び意見があり、企画本部長より答弁があつて、午後一時二十五分散会。

○六月十二日 午後一時十五分副議長室において工鉦電力財政金融小委員会を開議。

大島主査（自民）より、負担能力のない市町村に対する特別措置について説明を求め、開発調査課次長より説明を聴取、検討の後「新規事業を認めること」の一項目を加えることとし、作文は主査一任に決した、ついで人口の社会増に伴う対策については、昨日委員会において提出した委員長宛の主査報告のとおり変更しないこととした、次に国費の施策を多くして地方団体の負担を軽減すべき意味の要望を行うこととし作文は主査一任と決定、以上をもつて第二次計画案に対する小委員会の調査を終ることとし、午後二時十五分散会。

○六月二日 午前十一時七分、第二委員室において運輸交通文化厚生小委員会を開議。

① 本多主査（自民）より、今後の運営について諮り、まず各常任委員会の意見について協議し、次に国鉄、陸運局、海運局、郵政局等の意見を検討し、次に計画案の総論、各論について修正すべき点があれば修正することとした。

② ついで建築、民生、文教、労働各常任委員会提出の意見についてそれぞれ協議を行い、

③ 次に先般意見聴取を行つた国鉄、陸運局、郵政局、海運局、開発局の各出先機関の所管面について検討を行つた後、午後零時三分散会。

○六月四日 午後一時四十七分、第二委員室において運輸交通文化厚生小委員会を開議。

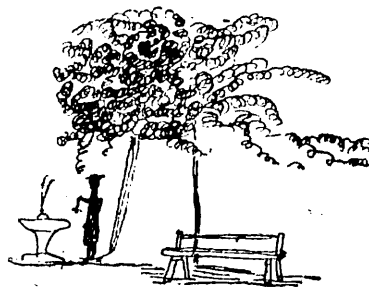
① 本多主査（自民）より、各委員の意見に基いて企画本部においてまとめた修正点について説明を求め、開発調査課係員より説明を聴取、新川委員（労）より、自動車運転手養成施設の問題、高校における工業課程増設の問題、開拓上必要なバス路線の問題等について質疑及び意見があり、開発調査課係員より答弁、暫時休憩、午後二時五十四分再開。

② 次に直轄事業のうち国費河川、特殊河川と道費河川との関係について開発調査課係員より説明を聴取。

③ ついで太田委員（社）より、水道計画の中に釧路市の分がもれている点、釧路学芸大学分校に四年コース設置の問題について、中牧委員（自民）より、観光事業に対する資金融通の打ち出し方について質疑及び意見があり、企画本部長、開発調査課長より答弁。

④ 次に総合開発第二次五カ年計画案に対する北海道総合開発委員会の修正点について企画本部長より説明を聴取、大石委員（社）より、

航空路標識計画の追加、私学振興対策の問題等について、新川委員（労）より、郵政関係の折り込み方、無集配局の問題について質疑及び意見があり、企画本部長、開発調査課長より答弁があつて、午後四時二十三分散会。





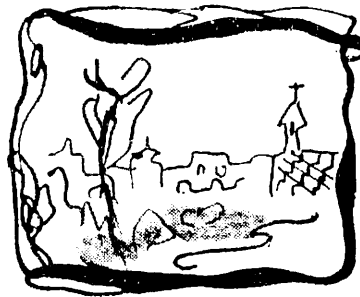
全国都道府県議会事務局長会

○六月二十一日、二十二日の両日 東京都議会議場において開催、その概要次のとおり。

第一日 会長挨拶の後、一月以降新任の千葉県外六県の議会事務局長を紹介、ついで全議事務局長より諸般の報告、次に自治庁林行政課長補佐より「地方自治法の一部を改正する法律」の改正点について説明を聴取、質疑応答を行った。

第二日 都道府県議会における特異事例について当該議会事務局長より説明の後研究を行い、ついで次の事項について懇談を行った。

- 一 地方自治法改正に基く事務処理上の問題点について。
- 一 弔慰、見舞金等贈与に対する申し合せ。





参議院議員選挙結果

六月三日をもつて任期満了した参議院議員の半数改選は、六月十二日に選挙期日が公示され、全国区五十二（補欠二を含む）、地方区七十五の議席をめぐる保守革新の間に激しい選挙戦が展開され七月八日投票が行われた。

本道関係分の地方区選挙における投票得票数調を次にかかげる。

参議院議員選挙

〔道連管調〕

一、投票者数等に関する調

支庁市別	区分	選挙当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
石狩	狩	五八、七五	四一、九〇	一〇〇、六五	四三、〇〇	三二、六四	六八、四四	一六、六五	三〇、五五	五七、二〇	七二、八	五二、〇	六三、〇
渡島	島	六三、五五	六四、六〇	一二八、一五	四八、七六	三三、四〇	六八、七一	二七、一四	三三、〇七	五九、二五	五七、二七	五〇、一五	五三、六八
檜山	山	二五、九六	二六、一九	五二、一五	一七、四二	一五、一九	三三、六〇	八、五五	一〇、九六	一九、四五	六七、二三	五八、一〇	六三、六〇
後志	志	五二、六七	五四、四五	一〇七、〇〇	五五、五五	三一、三七	六六、九二	一七、一〇	三三、九三	四〇、〇六	六七、五	五七、七四	六二、五五

支	根	劍	十	日	胆	綢	宗	留	上	空
序		路								
計	室	國	勝	高	振	走	谷	萌	川	知
六九,〇五三	二〇,四七六	三三,〇一三	六九,二四三	二八,四八九	三六,一四六	七二,〇九一	二〇,六七九	二五,五四七	七六,四九五	二一,八九七
六八八,九一七	二〇,一四二	二八,二八七	六四,四四二	二八,四七五	三六,四六九	六九,九三八	二〇,四八〇	二五,五三一	七五,一三七	一一,九七五
一,一五九,九九六	四〇,六一七	五八,三〇〇	一三三,六八四	五六,九六四	七三,七二五	一四一,〇三九	四一,一五九	五一,〇七八	一五一,六五三	三〇四,八七〇
四九二,二七五	二二,六六九	二〇,七五五	五一,五七八	二〇,六五七	二六,二五七	五三,九八一	一五,五六〇	一八,八二六	五八,一五一	八三,三二五
四四〇,七三三	一〇,五五四	一七,三五八	四〇,七三五	一八,一三一	三三,三六六	四五,三三七	一四,〇六六	一七,四六〇	四九,〇八五	七一,六六三
八九九,四八八	三三,一九三	三八,二二一	九三,三三三	三八,八七八	四八,七三三	九八,二三八	二九,六六六	三六,二六六	一〇七,四〇〇	一五四,八八八
一八六,七七七	七,八四七	九,二六〇	一七,六六四	七,八三三	九,九九九	一八,一一〇	五,二一九	六,七三一	一八,一八〇	二八,五七三
二二一,七五四	九,五七七	一〇,九三九	二二,七〇七	二〇,二五四	二二,九六三	二四,七〇一	六,四四四	八,〇七一	二六,〇七二	四一,四一〇
四〇〇,五四〇	一七,四四四	二〇,一八九	四一,七七二	一八,〇〇六	三三,九七五	四二,八二一	一一,五五三	一四,八〇三	四四,五五二	六九,九三二
七,二四四	六,一六八	六九,一五五	七四,四九九	七三,五五一	七三,二四四	七四,五五三	七五,二二五	七三,六九五	七六,〇三三	七四,四七七
六〇,八七七	五,〇四五	六一,三六六	六九,〇五五	六八,二五五	六七,〇六六	六四,六六四	六八,〇八八	六八,〇九八	六五,〇三二	六三,〇三五
六六,一四	五七,一〇〇	六五,〇七七	六九,〇五五	六八,二五五	六七,〇六六	六四,六六四	七一,一九八	七一,〇三二	六二,三五五	六八,八八八

小樽市	旭川市	室蘭市	釧路市	帯広市	北見市	夕張市	岩見沢市	網走市	留萌市	苫小牧市	稚内市	美幌市	芦名市	江別市	赤平市	紋別市	士別市	名寄市	合計
一、八〇六	三、五七四	二、五五四	一、八六六	一、四三四	三、六八〇	一、〇七七	二、七〇八	二、五五一	八六八	四、五六一	一、六三三	二、九八四	二、三二五	二、一六四	六、九四四	二、六四九	四、〇〇〇	一、五八八	二、八三二
七、〇七七	一八、四四五	四、三三七	六、五六一	二、九八一	二、七六六	二、四八八	一、九七九	三、〇三三	四、七七一	二、〇五五	二、四四二	一、四四二	二、一八五	一、五四五	一、三三六	一、五三七	二、三六六	二、七六九	九、九六六
八二二	一〇、八八八	四、四八〇	二、六六六	二、〇一〇	一、七五四	二、四三二	三、〇〇〇	一、五五五	八、二六四	一、三三七	二、四三六	一、四三六	二、一八五	一、四四七	一、四八九	九、四四〇	一、七一一	二、五二六	七、二二二
七、一〇一	五、三六三	二、九一八	三、七二七	三、三五一	二、九四七	三、二七三	二、〇五四	二、一三四	一、五三一	一、三九七	一、九六五	一、九七四	一、四六一	一、九四四	一、八八八	一、九三七	一、一八五	一、二六二	四、九四四
四一、八六五	二、四四〇	一、五、九三六	七、二九九	六、九三二	五、九三九	二、六、〇九六	四、六四四	四、四二一	一、〇五五	一、四七五	一、三三二	一、六、二九三	二、一、八七六	一、〇、〇七	一、〇、〇四三	一、六、四四四	三、五八	三、九七	三、三三八
三、一、五三二	一、二、六四六	三、五三七	六、八一一	五、三五六	三、四三〇	一、八二五	一、七五四	二、七八八	二、三九一	〇、六〇〇	二、一三七	一、八二八	一、五三七	二、三八八	六、四三三	一、七一一	一、三三七	二、一、〇四	一、四、〇四一
六、六六六	一、三三七	五、〇六六	六、〇一〇	四、六	二、六六	一、一三	六、〇五	三、三三	一、一三	一、一三	二、五	一、一三	二、一	一、四二	六、七	三、〇	一、五九	九、六	三、三、〇〇〇
一一三	二、四八	七三	一、一八二	三、〇〇〇	五、六三	九四	五八	五、九	一、三九	二、一	一、六	七〇	二、一	九五	七六	二、八七	七、七	一、六六	一、八、三三
九六八	九、九七	一、〇七八	八、五四	三、八八	五、九八	九七三	四二	三七	二、八四	二、八四	一、三七	一、八三	一、八三	一、二七	一、二七	一、二七	一、二七	一、二七	一、二、三三
三、六四	六、〇〇	一、四五四	二、七三	三、三三	二、八三	二、七三	一、八三	一、〇四	一、三七	一、三七	一、八三	一、八三	一、八三	一、二七	一、二七	一、二七	一、二七	一、二七	一、二、三三
五、八、八五四	五、六、二一八	三、九、九七一	三、一、八二四	一、九、九七〇	一、六、三三三	一、七、一〇九	一、二、一六六	一、一、四四四	一、一、四四四	一、一、四四四	一、一、四四四	一、一、四四四	一、一、四四四	一、一、四四四	一、一、四四四	一、一、四四四	一、一、四四四	一、一、四四四	一、一、四四四
二、一、六六	二、五、九七	一、三、七七	一、一、六	九、九	五、六	一、三、〇九	五、三	七、八	六、三	六、三	六、三	六、三	六、三	六、三	六、三	六、三	六、三	六、三	六、三
五、九、〇〇〇	五、九、二一五	四、三、四八	三、一、九〇	二、〇、九三三	一、七、〇九	一、七、〇九	一、七、〇九	一、七、〇九	一、七、〇九	一、七、〇九	一、七、〇九	一、七、〇九	一、七、〇九	一、七、〇九	一、七、〇九	一、七、〇九	一、七、〇九	一、七、〇九	一、七、〇九

圖書室だより

新購入図書紹介

図 書 名	著 者 名
註解参議院規則	佐藤吉弘
商工行政史 中、下巻	通 産 省
内閣制度七十年史	内 閣 官 房
世界大百科事典 第一巻―第五巻	下 中 弥 三 郎
判例体系 第2巻 I	井 上 登 他
同	同
同 第25巻	同
同 第28巻	同
同 第39巻	同

各官公庁・その他よりの受贈図書

図 書 名	受 贈 先
レファレンス 六十三・六十四号	調査立法考査局
読書春秋 四号	国会図書館
米国政府刊行物目録 四十七号	同
洋書速報 一九五六年四月号	同
資料月報 四十七号	同
納本週報 十四・十五号	同
資料だより 五十六号	通 産 省
百貨店販売統計年報 一九五五年	同
商業動態統計季報(十二月)	同
通産統計速報 一月号	同
非鉄金属製品統計月報 一、二月号	同
鉱山製鍊統計月報 一、二月号	同

石炭需給統計月報 二月号	通 産 省
石炭生産統計月報 二月号	同
コークス統計月報 二月号	同
日用品統計月報 一月号	同
通産統計月報 三月号	同
石油統計月報 一、二月号	同
皮革統計月報 一月号	同
ゴム統計月報 一月号	同
水力調査書 三十年	同
経済分析 二十号	同
機械統計月報 十二、一月号	同
建材統計月報 一月号	同
窯業統計月報 一月号	同
鉄鋼統計月報 一月号	同
繊維統計月報 三月号	同
図書月報 六ノ三	同
学校給食調査報告書	同
文部統計速報 七十八号	文 部 省
社会教育調査報告書	同
教育委員会月報 六十六・八号	同
学生々活時報 二月号	同
初等教育資料 七十一号	同
大学資料 二十号	同
水産月報 八十三・八十四号	農 林 省
北海道農業試験場彙報 六十九・七十号	同
農業情報 三十九号	同
林業新知識 四月号	同
森林防疫ニュース 四十八号	同
農林統計月報 四十八号	同
図書資料月報 四号	同
林野時報 四号	同

三十年国有林野統計書	農 林 省
林野土壤調査報告 五号	同
林野試験場研究報告 八十六・七号	同
海上保安庁公報 三二六・九号	同
海上保安統計年報 六号	同
郵 政 四号	郵 政 省
海外通信だより 十一・十二号	同
郵政統計月報 三月号	同
飛 躍 七十四号	同
簡保情報 一二八・九号	同
図書月報 八八号	同
週刊労働 五五二・五号	同
厚生広報 七、八号	同
資料月報 六、七号	同
図書月報 六号	同
建設月報 五月号	同
調査月報 四月号	同
通産旬報 七四・七六号	同
出版ニュース 中、下旬号	同
労働力調査報告 二月号	同
税 関	同
さつぽろ経済 二十五号	同
神奈川県議会月報 三三	同
東京都議会月報 三三合併号	同
福井県議会時報 二九号	同
福島県議会時報 六卷二号	同
大阪府会 四、五月合併号	同
山形県議会月報 一、二、三合併号	同
琉球議会時報 六号	同
埼玉県議会時報 (No.16)	同

昭和三十一年七月二十日発行

北海道議会時報（第八卷第七号）

編集 北海道議会議務局調査課
発行 北海道議会議務局

六 月 の メ モ

- 1 ○モロトフ外相更迭、後任シユビエーロフ氏。
- 2 ○警官隊参議院本会議場に入る。
- 3 ○北洋へ第二陣百三十三隻函館出港、(東カム船団)
- 4 ○米原子力調査団一行来日。
- 5 ○第二十四国会終る。(会期百六十七日間)
- 6 ○旭川商高生芦別で遭難、二名死亡、一名重傷。
- 7 ○大相撲夏場所終る。若ノ花初優勝。
- 8 ○第十黒河丸釈放さる。(函館帰着十一日)
- 9 ○鈴木社会党委員長来道。
- 10 ○元駐日ソ代表部のチフピンスキー氏を漁業代表として承認外務省正式通告。
- 11 ○漁業条約正式承認。(閣議)
- 12 ○高松宮御来道。(東日本準硬式野球大会出席のため)
- 13 ○六大学野球リーグ戦終る、早大優勝。
- 14 ○道開祭公庫正式に発足。
- 15 ○北斗丸舞鶴へ入港、ソ連から六十二名帰国。
- 16 ○正力閣議庁長官来道。
- 17 ○第十六回オリンピック馬術競技大会始まる。(ストックホルム、六月十七日閉幕)
- 18 ○第十回全国銀行大会開く。(東京)
- 19 ○参院選挙始まる。(告示)
- 20 ○米価一万七千円閣議決定。
- 21 ○昨夜来の降雨で各地に被害、北島松で二百七十町歩冠水。
- 22 ○大山名人四連勝、五期連続名人位確保。
- 23 ○南氷洋捕鯨で新協定、日本割当五十四隻に増加。
- 24 ○全国知事会議開く。
- 25 ○昆布森海岸(釧路村)で漁船座礁、死亡三、行方不明八。
- 26 ○原子力研究所発足。
- 27 ○大蔵省で財政白書発表。
- 28 ○信濃、天津向北洋団船小樽港より出発。
- 29 ○本年産米集荷目標決る、本道二十七万石。
- 30 ○益谷衆議院議長来道。
- 31 ○元駐日ソ連代表部を在日ソ連漁業代表部として正式承認と政府公式見解を表明。
- 32 ○米の予約申込み始まる。
- 33 ○英、原爆実験をモンテ、ペロ島で行った旨発表。
- 34 ○北洋沖で逮捕された抑留者稚内に帰る。
- 35 ○ソ連、ユーゴ会談、原子兵器の全面禁止等について共同コミュニケを発表。
- 36 ○中共最高人民法廷で日本人戦犯十七名を裁判。
- 37 ○モレ仏内閣信任を獲得。
- 38 ○中国最高検察長日本人戦犯千六十二名の大部分を起訴猶予にする旨発表。
- 39 ○麦類の政府買入れ及び売渡価格の政府案を閣議で決定。
- 40 ○鳩山首相一行参院選挙遊説のため来道。
- 41 ○参院選届出締切。(全国区百五十二、地方区百九十二)
- 42 ○第五回東北、北海道對抗柔道大会開かる。
- 43 ○道高教組第十一回定期大会開かる。
- 44 ○中国紅十字代表旧満州地区死亡者七千名の名簿の引渡を確約。
- 45 ○ソ連漁業専門家が入国を外務省正式承認。
- 46 ○沖繩立法院と行政府が米国に対する反ばく文を発表。
- 47 ○英国防費五千万ポンド削減、英蔵相発表。
- 48 ○沖繩代表団来日。
- 49 ○札幌市議会第二回定例会で北海道博の開催を可決。
- 50 ○沖繩の直接統治も辞さずと米現地当局者言明。
- 51 ○第一回臨時道議会開く。
- 52 ○消防車子供十七名ひく、死亡六、重傷七。(釧路)
- 53 ○臨時道議会閉会。